

プレスリリース

平成16年7月9日
農林水産省生産局

食料・農業・農村政策審議会生産分科会果樹部会
第3回産地・経営小委員会の概要について

下記のとおり、食料・農業・農村政策審議会生産分科会果樹部会第3回産地・経営小委員会が開催されました。

記

- 1 日時 平成16年7月7日(水) 9:55～12:10
- 2 場所 日本郵政公社本社2階 農林水産省共用会議室A～C
(東京都千代田区霞が関1-3-2)
- 3 出席者
委員等：別紙のとおり
事務局：竹原果樹花き課長、米野果実需給調整官、西嶋課長補佐(需給調整班) 等
- 4 配付資料：別紙のとおり
※なお、配付資料につきましては、農水省HPに掲載しており、また閲覧用として報道室に置いてあります。
- 5 議事概要
 - (1) 第2回産地・経営小委員会の内容確認について
小委員会におけるテーマごとの整理を、資料3「第2回産地・経営小委員会の概要について(6/11)」により行い、内容の確認を行った。
 - (2) 中間論点整理(案)を取りまとめるに当たっての考え
中間論点整理(案)の取りまとめに当たり、小委員長として各委員からの意見を踏まえ、公平性、効率性、実現性の3つの観点から資料の取りまとめを行う旨の説明があり、今までの議論の整理として事務局より「生産構造・経営」及び「需給調整・経営安定対策」の課題について、資料4、5により説明を行った。
 - (3) 中間論点整理(案)についての議論
資料6についての事務局からの説明に対し、委員からの主な意見は、以下のとおりであった。
【産地・担い手】
 - 産地のあるべき姿(広がり、機能、体制等)
 - ・ 果樹産地構造改革計画(仮称)に基づき、産地が構造改革を進めていくことが重要である。ただ、計画策定は、産地だけに任せるのではなく、外部の者がコーディネートしていくことが必要であり、県レベルでの指針提示や指導、また、国からも支援が必要ではないか等の意見があった。

- 産地における担い手の位置づけ、役割分担
 - ・ 産地の中心となる担い手を明確化することが重要。しかしながら、高齢者の増加を背景に、新規就農者や後継者を含んだ多様な担い手がいる中で、産地の中での役割分担をどうしていくのかについて検討していくべき等の意見があった。
- 生産基盤の構造改革（基盤整備・農地流動化・労働力）
 - ・ 果樹産地構造改革計画（仮称）の中で、基盤整備を基本に農地流動化・労働力の確保をどのように行うか等について、具体的な手法を示しながら、取組を推進すべき
 - ・ 基盤整備と流動化を結びつけるものとして、園地情報の整備が重要。
 等の意見があった。
- その他（環境・技術）
 - ・ 今後の議論において、多面的機能（景観等）、都市と農村の交流の機能、地球温暖化への対応等についても検討すべき等の意見があった。

【経営】

- 需給調整
 - ・ 生産者団体の委員からは、生産者への生産出荷量の配分について、販売単価や高品質への改植実績等を加味するような取組への移行は、理解できるが、極端に行うことは難しい。
 更に、価格低下の原因となる出荷集中を回避するための時期別の出荷調整は、天候により出荷時期が変化するために容易ではなく、制度見直しの内容によっては、抵抗感が懸念される。
 - ・ 優良品種への転換の際には、長期的な需要の見通しを踏まえた品種選定が必要ではないか
 等の意見があった。
- 経営
 - ・ 加入者へのアンケートは、未加入者・脱退者も含めて行うべきではないか。
 - ・ 現行の対策について一定の評価があるものの、中核的農家に対する中長期的な経営安定につながる制度にはなっていない。
 - ・ 現行は、需給調整を前提とする経営安定対策となっているが、今後の見直しにおいて経営安定対策を見直す場合は、需給調整対策についても検討すべき。
 等の意見があった。

(4) 中間論点整理（案）のまとめ

中間論点整理（案）に対する各委員からの意見については、小委員長が必要に応じ反映したものを各委員に確認の上、成案とすることとし、次回の果樹部会において、小委員長から報告されることとなった。

なお、次回以降の開催日程については、部会長・小委員長と相談して決定することになった。

〔照会先〕

生産局果樹花き課企画班 中村
 〒100-8950
 東京都千代田区霞が関1-2-1
 電話03-3502-8111（内3622）
 直通03-3501-3081

平成16年8月5日
農林水産省生産局

平成16年度第2回食料・農業・農村政策審議会生産分科会果樹部会の概要について

下記により食料・農業・農村政策審議会生産分科会果樹部会を開催しましたので概要をお知らせします。

記

- 1 日 時：平成16年8月3日（火）13：30～16：40
- 2 場 所：日本郵政公社本社2階 農林水産省共用会議室A～C
（東京都千代田区霞が関1－3－2）
- 3 出席者
委員等：別紙のとおり（委員・臨時委員・専門委員（小委員長））
事務局：大臣官房染審議官、生産局竹原果樹花き課長、米野果実需給調整官 等
- 4 配付資料：別紙のとおり
※なお、配付資料につきましては、農水省HPに掲載しており、また閲覧用として報道室に置いてあります。
- 5 議事概要
 - (1) 果樹農業振興基本方針についての検討内容
これまでの検討内容及び今後の検討内容について、事務局より資料3、4、5、6により説明を行った。
 - (2) 小委員会からの報告等
事務局より小委員会で取りまとめた中間論点整理の取りまとめの考え方について説明後、小委員長より資料8「果樹農業振興基本方針の策定に当たっての中間論点整理（案）」を読み上げて報告。
 - (3) 中間論点整理（案）についての議論
委員からの主な意見は、以下のとおりであった。
 - ① 産地・担い手
 - 果樹産地の構造改革
 - ・ 果樹産地構造改革計画の策定により、産地の構造改革を進めることは必要。さらに、計画を進める上で、①地域の自主性の保持、②産地内の合意形成を図るための行政の役割、③計画の評価を行う上での一定期間の確保、④基盤整備のための財源確保が必要ではないか。
 - ・ 産地内の合意形成をボトムアップで進めるため、果樹産地構造改革計画に「意志決定の仕組み」を位置づけることが必要。計画策定には、中山間地域等直接支払の集落協定の実態も参照すべき。
 - ・ 産地の構造改革を進めるためには、基盤整備、園地集積、労働力の確保が重要な課題であり、これらを一体的に進めることが必要。
 - 等の意見があった。
 - 担い手
 - ・ 担い手の捉え方として、認定農業者という制度や規模で制限するのではなく、多様な担い手がいるという果樹の特性を踏まえ、検討して欲しい。
 - ・ 現在、果樹産地は高齢者で維持されているが、担い手としては、将来的に果樹の生産を持続的に行う農業者がのぞましい。

- ・ 果樹経営を検討する上で、品目別（かんきつ・落葉果樹・その他）に経営内容が違ふことに留意すべきであり、特に低い所得のかんきつ等の実態について、考えるべきではないか。
等の意見があった。

② 経営

○ 需給調整

- ・ 「時期別の出荷調整を確実に実施するための制度的位置づけが必要」については、実態を踏まえて今後検討すべき
等の意見があった。

○ 経営支援

- ・ 生産者委員より現行の果樹経営安定対策については一定の効果があったが、今後の経営支援策を考える上で、現行制度や保険制度を比較・検討の上、長続きするような制度を検討すべき。
- ・ 経営支援対策に当たっては、コスト削減に資するような対策に目を向けるべきではないか。
等の意見があった。

③ 流通

○ 輸出

- ・ 果実の輸出体制の整備として、「関係機関の一体的な取組みが必要である」旨について追記すべき。
- ・ 海外市場開拓、日本産ブランドとしての統一した出荷表示等を進める上で、「高品質果実の輸出」を強調した記述を行うべき。
等の意見があった。

④ 加工

- ・ みかんのストレート果汁を拡大する上で、早生うんしゅうでは高品質化が難しいことに留意すべきではないか。
- ・ 加工品の原料原産地表示は重要であり、国民が商品選択できるよう、情報提供を進めるべきではないか。
等の意見があった。

⑤ 消費

- ・ 果物の消費運動を進める上で、朝食に果物を食べるなどの具体的な方策を示すべき。また、果実の摂取の現状を十分踏まえた取組を推進すべきではないか。
- ・ 若年者層への果実の消費拡大を図る上で、コンビニ・外食産業への導入を進めるべきではないか。
- ・ 国産果実の旬についてもっとアピールしていくべき。
等の意見があった。

(4) まとめ

部会長より、中間論点整理について委員からの意見をより適切に反映させるとの観点から、部会長が事務局と意見を出した委員と相談の上、修正を加え8月11日（水）に取りまとめの上、公表することとなった。

【問い合わせ先】

生産局果樹花き課企画班

担当：中 村

〒100-8950

東京都千代田区霞が関1-2-1

電話 03-3502-8111（内3622）

直通 03-3501-3081